

今までの経過

現行の美幌町空家等対策計画は、令和元年度から令和9年度までの計画となっているが、**令和5年12月の空家等対策特別措置法の改正により、管理不全空家等などの制度が新設されたことや、令和6年度の空き家台帳の見直しにより判定基準が変更となったことから**、空き家対策の抜本的な見直しを行うため、**令和7年度に本計画の見直しを実施し、令和8年度の計画施行に向け準備を進める。**

策定のポイント

所有者アンケート調査の実施

昨年度更新した空き家台帳に基づき、所有者へアンケート調査を実施する。この調査により、所有者の今後の意向やニーズを正確に把握し、その結果を計画へ反映させる。また、把握したニーズに基づき、既存制度の見直しや新たな施策の検討を進める。

地域との情報共有の実現

所有者アンケート調査と併せて、地域への情報共有の可否を確認する。情報共有が可能な空き家については、空家等対策協議会所属団体などと積極的に情報を共有し、地域全体で空き家問題に取り組む体制を構築する。

民間活力や地域との協働の推進

地域との情報共有を進めることで、民間主導による空き家の解消、利活用、及び流通促進を図る。さらに、町内自治会などの地域団体による見守りや注意喚起など、地域と行政が一体となった協働体制を実現し、地域ぐるみで空き家対策を進める。

法改正の趣旨の反映

令和5年12月に施行された空家等対策特別措置法の改正内容を本計画に反映させる。また、行政代執行など、行政がどこまで介入すべきかについて、具体的な検討を行い、より実効性のある対策を講じる。

計画期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする。計画の実効性を高め、より柔軟かつ効果的な空き家対策を進めるため、この10年間の計画期間を前期と後期に分け、それぞれ5年間とする。

- 前期：令和8年度～令和12年度
- 後期：令和13年度～令和17年度

策定スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	3月
アンケート集計・分析 空き家台帳更新 庁内会議 町民会議(オリエンテーション)	庁内会議 町民会議 (方針議論)	庁内会議 町民会議 (施策議論)	次年度予算要求 議会説明	庁内会議 町民会議 (施策等確定)	庁内会議 町民会議 (計画案確認)	庁内会議 町民会議 (最終案確認) 計画案完成	パブコメ	計画完成・公表

計画の構成

本計画の構成は、「発生予防」「利活用」「除却（管理）」の3つを柱とし、それぞれの柱に方針を設定し、さらにその下に具体的な施策を展開していくことで、空家等対策を多角的に推進していく。方針については次回の会議にて説明し、施策については第3回の会議にて説明予定。

イントロ	バックデータ (町)	バックデータ (空き家)	対策			実施体制	目標値
			発生予防	利活用	除却(管理)		
背景や定義、計画の位置づけ、計画期間など	人口・世帯数の推移や年齢構成など	本町の空き家状況と北海道全体との比較やアンケート調査、全戸調査の結果など	発生予防 方針 1 ・ 施策 1 ・ 施策 2 方針 2 ・ 施策 1	利活用 方針 1 ・ 施策 1 ・ 施策 2 方針 2 ・ 施策 1	除却(管理) 方針 1 ・ 施策 1 ・ 施策 2 方針 2 ・ 施策 1	協議会や本部会議の設置、相談体制など	本計画期間内での目標値の設定

発生予防



- 空家等が地域課題となる前にその発生を未然に防ぐことを目指す。
- 多様な情報提供や相談体制の整備を通じて、所有者が適切に管理・活用・処分できるよう支援する。
- 既存の建物が継続して利用されるよう、空家予備軍の段階から積極的な関わりを持つことで、地域全体の良好な住環境を維持する。

利活用



- 本町に存在する空家を地域資源と捉え、移住・定住促進、地域活性化など、多岐にわたるニーズに応じた活用を目指す。
- **民間の活力を最大限に引き出す利活用を支援する仕組みを構築**する。
- 所有者と利用希望者の円滑なマッチングを進めるとともに、情報提供や制度支援を通じて、空家が地域にとって新たな価値を生み出すものになるよう取り組む。

除却（管理）



- 管理不全な空家や危険性が高い空家が地域に与える負の影響を最小限に抑え、安全で安心な居住環境を確保することを目指す。
- 所有者への働きかけにより自主的な管理や除却を促す。
- **行政単独では困難な問題に対し、関係機関や地域団体、民間事業者との連携を強化し、地域ぐるみでの対応体制を構築**する。
- **法改正で強化された措置を適切に適用**し管理不全空家等や特定空家等に対する対策を検討する。